

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
医療安全地域連携加算等による医療経済・医療安全上の影響の検証と
効率的かつ効果的な体制構築に向けた研究

分担研究報告書
医療・介護における医療安全の連携

研究協力者 平田理 福祉法人やまなし勤労者福祉会 理事長
研究協力者 渡邊進 熊本機能病院／総合リハビリテーションセンター
副院長/センター長
研究代表者 種田憲一郎 国立保健医療科学院 上席主任研究官

研究要旨

（背景・目的）平成 29 年の医療法改正で追加された特定機能病院間のピアレビュー、そして、平成 30 年に新設された「医療安全対策地域連携加算」により、医療機関間の医療安全の連携が可能となったが、これらの連携による医療経済や医療安全の観点での効果は明らかにされていない。また超高齢化社会を迎え介護現場の医療安全の強化も喫緊の課題である。そこで本研究課題では、医療経済学及び医療安全学の観点から、医療安全対策地域連携加算や特定機能病院間のピアレビューによる効果を検証し、効率的かつ効果的な医療安全の連携体制の構築（介護施設等含む）に向けた提言を行う。とくに本研究分担の目的として、医療・介護における医療安全に関わる連携体制の活動を同定し、活動の運用実態・効果・課題等の抽出を行い、同時に、医療経済学的評価方法の検討を行う。

（方法）医療・介護の関係者がともに医療安全に取り組む全日本民主医療機関連合会及び社会医療法人寿量会における団体・施設の活動を中心に情報収集を実施し検討した。

（結果）全日本民主医療機関連合会には、医療介護安全委員会が組織され 2 か月に 1 度 20 名程度の医療・介護職の委員により委員会が開催されている。また、2 年に 1 回、全日本民医連医療介護安全交流集会在医療・介護安全に関わる関係者の参加で開催されている。さらに各地域協議会、各県連、一定の規模以上の事業所でも医療・介護安全に関わる活動が行われている。社会医療法人寿量会では、平時から病院と介護施設がともに医療安全の活動を行っており、事故が実際に起きた際の流れも事前に取り決めを行い、スムーズに対応する仕組みが整えられている。

（結論）医療・介護の連携における医療安全対策の取組みについて、限られた施設での取組みではあるが、有用な情報が得られた。医療安全の取組みは、医療機関と介護施設とがともに関心をもって、ともに学ぶことが可能である。医療安全に関する取組みのノウハウは、医療機関においてより多く蓄積されている傾向があるが、介護施設における身体拘束をせずに安全を担保する取組みや認知症患者・利用者への対応などからは、医療機関が介護施設から学んで活用し得るノウハウも少なくないと考えられる。相互に安心して学びあえる場、心理的安全性の担保が不可欠である。

A. 研究目的

(背景) 平成 29 年の医療法改正で追加された特定機能病院間のピアレビュー、そして、平成 30 年に新設された「医療安全対策地域連携加算」により、医療機関間の医療安全の連携が可能となったが、これらの連携による医療経済や医療安全の観点での効果は明らかにされていない。また超高齢化社会を迎え介護現場の医療安全の強化も喫緊の課題である。

(目的) そこで本研究課題では、医療経済学及び医療安全学の観点から、医療安全対策地域連携加算や特定機能病院間のピアレビューによる効果を検証し、効率的かつ効果的な医療安全の連携体制の構築（介護施設等含む）に向けた提言を行う。

(本研究分担の目的)

医療・介護における医療安全に関わる連携体制の活動を同定し、活動の運用実態・効果・課題等の抽出を行い、同時に、医療経済学的評価方法の検討を行う。

B. 研究方法

研究協力者と意見交換を行い、医療・介護の関係者がともに医療安全に取り組む全日本民主医療機関連合会及び社会医療法人寿量会における団体・施設の活動を中心に情報収集を実施し検討した。

C. 研究結果

C - I 全日本民主医療機関連合会の取組み

(1) 既存の医療と介護における医療安全に関わる連携の仕組み・概要

—全日本民主医療機関連合会（全国組織、医療・介護の事業所ごとに加盟）のもとに、

各地域協議会、及び県単位の連合会が構成されている。

医療介護安全委員会が組織され 2 か月に 1 度委員会が開催され、また、2 年に 1 回、医療・介護安全に関わる関係者の参加で医療介護安全交流集会在開催されている。

また、各地域協議会でおおむね 2 か月に 1 回、各県連で毎月ないし 2 か月に 1 回程度、医療介護安全委員会、ないし医療安全委員会、介護安全委員会が開催されている。

また、一定の規模以上の事業所では、安全担当者が配置され活動している。

以上のような仕組みのもとで、学習・交流をはかるとともに、日常的に連携して医療介護安全に取り組んでいる。

(2) 効果的・効率的に実施する工夫

—第 8 回までは医療安全交流集会として開催されていたが、第 9 回からは介護職も参加し医療分野で培われてきた安全文化や活動を学ぶとともに、医療・介護の相互理解を深め双方向での交流・学びの契機とし、その後の取り組みにつなげている。

(3) 医療安全に関わる地域における連携での指摘・助言等を得てそれぞれの医療機関・介護施設で、具体的に実施した改善活動など

①脳梗塞後遺症の患者で在宅生活中に、嚥下困難が増悪、嚥下造影検査で評価後、言語聴覚士 (ST) による訪問リハビリを 3 か月行い症状の改善を見たのち、通所介護で機能訓練を継続し、誤嚥性肺炎を防止している。

②誤嚥性肺炎を繰り返す患者について、入院中に、あまりむせずに誤嚥する特徴があることをつかみ、むせという症状では嚥下の状況を把握しにくいので、その前提で最適なポジショニングやトロミの程度を詳

細に専門職が評価、その結果をもとに、特養へ退院後、具体的に病院から訪問指導を行い、誤嚥性肺炎を防止している。

③特養入所者に重度の褥瘡発生が相次いだ際に、病院から専門職が入所者のポジショニング指導に介入し褥瘡発生・悪化を防止するとともに、ノーリフティングケアについての学習会・指導も行い、職員の腰痛などの予防に役立った。

④回復期リハビリ病棟入院中に、BPSDのためリハビリ継続困難と判断され、経管栄養にて退院した脳幹梗塞の患者が、看護小規模多機能型居宅介護利用により、適切な療養環境での介護・看護のもと、BPSDがみられなくなり、ADLが向上、介護職が経口摂取の可能性について病院専門職に発信し、専門職が施設で評価、経口摂取が開始された。

⑤医療と介護で日頃から顔の見える関係づくりに取り組み、小さな積み重ねを繰り返すことで、医療と介護の間の溝が確実に減り、事故防止にもつながっている。

⑥コロナ禍でクラスター発生時など、医療機関から専門チームが迅速に介護事業所に指導・支援に入り、介護事業所の感染対策が向上しただけでなく、定期的に医療の感染対策チームが介入することで、馴染みの関係となり、介護から医療へ相談しやすい状況が生まれ、事故防止にも役立っている。

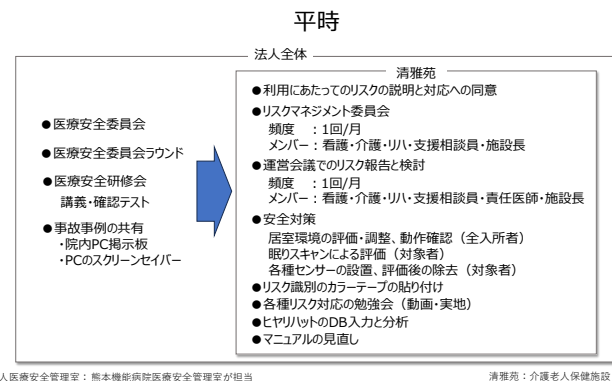
⑦医療の専門職によるBLSの学習会で学んだことで、ショートステイで心肺停止事例が発生したときに一次救命処置が実施でき、一命をとりとめた。

C - II 熊本機能病院の取組み

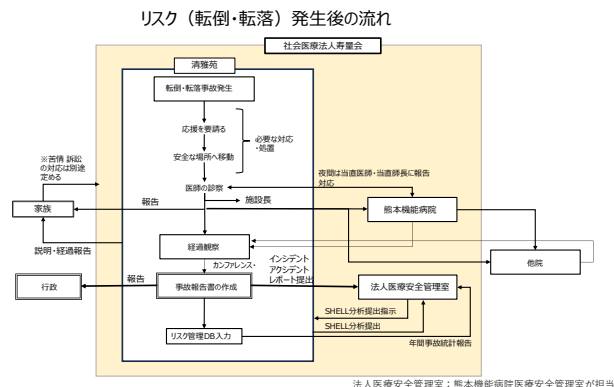
同じ法人内（社会医療法人寿量会）の介護老人保健施設（清雅苑）と医療安全

に関わる連携活動を実施しているが、大別して以下の2つの活動を行っている：

- ① 平時の活動：病院の医療安全担当者が平時から、介護施設に関わる医療安全の活動にも協力している。
- ② 事故（転倒・転落）発生後の対応：



介護施設において転倒・転落が発生した際には、事前に計画された事故発生以後の流れを参照して、病院とのスムーズな連携・対応に取り組んでいる。



D. 考察

- ① 実施した活動によって安全になったかどうかの評価方法の検討

- 同一の介護事業所ないし事業所群での年次ごとのアクシデント発生件数が、経年的な学習・交流の有無によって減っているのか否か、後方視的に調査する。特に、印象としては、コロナ禍で現場の複雑系が増していると考えられるにもかかわらずア

クシデントが増えたという実感はなく、safety-2 が効果を発現している可能性があり、コロナ禍での年次ごとのアクシデント発生件数を調査し、増加していなければ有効と評価してもよいのではないかと考えられる。

② 得られた成果の経済的評価：

- 一定期間内の1件のアクシデント当たりの費用平均を求めておき、①の調査により、アクシデント件数の変化をつかむことが出来たら、それにより経済的評価をある程度推察することが可能かもしれない。

③ 医療と介護の医療安全に関する連携

- 医療安全の経験を介護が学ぶという一面的な関係性だけでは医療介護安全の連携は達成困難である。相互理解を深め、心理的安全性を高めることも含めて経年的な積み重ねによって連携が深まるので、時間は相当に要するとともに、現在も進行形である。

また、病棟での入浴事故を未然に防ぐため病棟での入浴は禁止する、とか、医療行為の目的を安全に達成するために身体拘束することなどによる「安全」の獲得は、ケアの在り方や倫理的問題も内包しており、介護現場での実践から、医療側が学ぶ必要もあるが、そのような取り組みはまだ少なく、今後とも相当に時間を要することが予想される。

平時から医療と介護の連携において、医療安全に関する研修や報告・分析・実践に関わる活動を行い、医療と介護の関係者の間において、安心して学びあえる心理的安全性を担保することが必要である。患者（利用者）の治療・ケアにおいても、医療安全の視点を含めて、相互に意見交換すること

が、患者（利用者）の安全に貢献する。

（研究の限界）。

研究対象としてヒアリングを実施した施設は限定的であるため、引き続き、他の施設における取組みの情報収集も検討する。

E. 結論

医療・介護の連携における医療安全対策の取組みについて、限られた施設での取組みではあるが、有用な情報が得られた。医療安全の取組みは、医療機関と介護施設とがともに関心をもって、学ぶことが可能である。医療安全に関する取組みのノウハウは、医療機関においてより多く蓄積されている傾向があるが、介護施設における身体拘束をせずに安全を担保する取組みや認知症患者・利用者への対応などからは、医療機関が介護施設から学んで活用し得るノウハウも少なくないと考えられる。相互に安心して学びあえる場、心理的安全性の担保が不可欠である。

引き続き、医療・介護の連携における医療安全対策の取組みについて、情報収集を行い、他の医療機関・介護施設における医療安全対策に資する知見を得る。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

G. 知的所有権の取得

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし

3. その他
なし